

商事判例研究

早稲田大学商法研究会

五〇 有限会社における従業員の不正行為と会計監査人の責任―日本コッパース事件控訴審判決

平成三年九月二八日東京高裁判一六部判決、判例時報一五五二号一二八頁―一部取消・請求棄却、一部訴え却下、一部控訴棄却（確定）

〔参照条文〕

民法四一五条・六四四条、商特法九条・一〇条、商法三二条二項

〔事実の概要〕

一 X（原告・控訴人・被控訴人）は、ドイツ法人（クルップ・コッパース・ゲー・エム・ベー・ハー社）が日本法に基づいて設立した資本金二〇〇〇万円の有限会社である。Y₁（被告・控訴人・被控訴人）は昭和四七年一〇月にXより任意監査を依頼され、監査契約を締結したことからXの監査人となった。その後、この監査契約は毎年更新され、またY₁は昭和五〇年七月にY₂監査法人（被告・控訴人・被控訴人）を設立したので、Y₂監査法人が右監査契約に基づく監査人の地位を承継した。

商事判例研究

二 Y₂ 監査法人は、昭和五三年一月から二月までに、X社の昭和五二年末現在計算書類に関する決算監査を実施し、その結果として昭和五三年二月二〇日付での「無限定の適正意見」を付した監査意見書を提出した。ところが、昭和五二年一月三十一日現在、X社には、経理部長Aの不正行為によって損害（三井銀行からの借り入れ二億円、三井銀行に対する定期預金二億五〇〇万円の担保差入れ、住友銀行からの借り入れ二億七〇〇〇万円、住友銀行に対する定期預金一〇〇〇万円二口の理由なき解約、支払手形四億四一〇五万一〇〇〇円）が発生していたが、Y₂によって実施された右監査においてはその事実を見ることができなかった。

三 原告Xの主張によると、Y₂らが本件監査実施において経理部長Aの不正行為を発見できなかったのは、Y₂らが監査実施にあたり定期預金や通帳を実査すべき義務を負っているにもかかわらず、それを怠り、銀行から残高証明書その他の原本を直接入手しなかったからであるという。したがってXは、Y₁およびY₂に対しては監査契約に基づき債務不履行による損害賠償責任を追及し、損害額六億円余の支払を求めた後、Y₃（東京海上保険株式会社）に対しても債権者代位権行使による保険金二億五〇〇〇万円（Y₂との契約上の保険金額）の支払を求め、本訴を提起した。

四 これに対する被告側（Y₁・Y₂・Y₃）は、本件監査契約はX社ではなくX社の親会社との契約であるから、X社は当事者適格事由を欠いているということ、およびY₂に注意義務違反はなかったこと（定期預金や通帳の実査および銀行から残高証明書その他の原本を直接入手しなかった理由↓経理部長Aの巧妙な事情説明および隠蔽・偽装工作、そして従来からのX社内部分統制組織上の問題）などを主張して争った。

五 第一審判決（東京地判平三・三・一九、判時二三八一号二一六頁）では、まず、当事者適格事由については、X社の親会社とX社が本件監査契約の当事者であることを認めたくえて、各争点ごとに判断している。

(1) 監査人の適正意見は、不正行為が存在しない旨を証明するものであり、適正意見を付したのに、不正行為があった場合には、監査人はそのことだけで損害賠償責任を負わねばならないのであろうかという点について、同裁判所は、「監査人が被用者の不正行為を看過したまま適正意見を表明したというだけでは、責任を負ういわれはないが、職業的専門家の正当な注意をもって監査を実施するという本来なすべき手続きを怠り、その結果被用者の重大な不正行為を看過したと

きは、監査人は、監査の依頼者に対し、それによって生じた損害について賠償すべき責任を負うものと解するのが相当である。」と判断している。

(2) 本件監査実施上の注意義務違反の可否については、本件監査契約上には、従業員の不作為の発見まで直接依頼されたという内容の約定はないが、通常の監査手続を実施する中で不正行為が発見できるのであれば、これを見逃さないように求められていたと解される。そして、決算監査の際に定期預金通帳や証書等を実施し、入担の有無を監査するという手続は監査人が負っている義務であるが、本件X社は有限会社であり、有限会社の場合には計算書類上の注記義務がないため、入担の有無についての監査は不要である。ところで、X社の場合は内部統制組織に大きな不備があり、従業員の不正行為を誘発する可能性が高い状況であったことを考えれば、特に負担とならない定期預金書証等を実施する程度のこととは、職業的監査人としては当然になすべき監査手順である。また、預金残高証明書は銀行から直接入手すべきものであるから、これらの義務に違反したY₂監査法人は、本件監査実施上の注意義務を怠ったものと判断される。したがって、YらはAの不正行為によって生じたX社の損害に対して賠償する義務がある。

(3) 経営者の過失と過失相殺についての判断では、「経営者には、本来被用者の不正行為の防止義務があるから、それを怠ったときは、企業に対する損害賠償の義務がある。Xは、監査人の損害賠償義務と経営者の損害賠償義務とは、別個独立の義務であり、経営者に過失（内部統制組織の不備）があっても、その過失をもって、監査人の損害賠償額を過失相殺すべきでないという。しかし、一般にいえば、企業の事業遂行には、さまざまな危険が伴うのであって、従業員の不正行為もその一つの局面にすぎない。危険の発生は、企業の事業遂行に内在的なものであり、場合によっては事業の遂行自体が危険発生の土壌となっていることがあるのである。それに、経営者は、日常従業員に接するなど従業員の不正行為を防止するについて、監査人よりもより適切な地位にあるのであって、その経営者が防止できない不正行為の発見を監査人に求めるのは、責任の分担として均衡がとれているか問題なしとしない。そして、企業の所有と経営が分離されている場合でも、経営者と企業の所有者との関係は、監査人と企業の関係に比較するならば、経営者の過失は、企業の側の過失と評価できるのである。このようにみえてくると、従業員の不正行為によって損害が生じた場合において、企業の所有者は、

その経営者の過失によつて生じた損害の全部を、企業の外にある監査人に負担を求めることができなくても、やむをえないものというべきであり、この点に関するXの主張は採用することはできない。したがつて、経営者に過失があるときは、損害賠償の算定について、これを過失相殺として斟酌すべきものである」とし、裁判所認定の損害額二億三八九六万三九一二円の内、八割の過失相殺を認め、約四八〇〇万円の支払を命じた。そして、Y₃に対するXの請求は、Y₁およびY₂が右損害額を支払う資力がないと認める証拠がないことを理由に請求棄却の判断を下した。

六 このように第一審では、結果的にXの勝訴で終わつたが、Xは損害賠償額から八割の過失相殺は不当であるとし、またY₁らは原審判決の全般を不服とし、両者ともに控訴する結果となつた。控訴審においてのY₁らの抗弁は、原審での主張そのものに加えて監査実施準則の変遷などを引用しながら争つた。控訴審での事実認定は原審と一致している。しかし、その判断は異なっている。

〔判旨〕 本件控訴審においてもY₁らは、監査契約の相手は親会社のみであると再び主張したうえで、従業員の不正行為の発見は本件監査目的に含まれていない。またY₂は監査人としての注意義務違反はなかつたことを監査実施準則の変遷などを引きながら主張した。これに対するXの主張は、原審での主張と変わりはなく、原審判決において過失相殺が大きいすぎる点を争つた。

控訴審の判断においては、Y₁らの当事者適格否定の抗弁のみが斥けられ、その他Y₁らの責任に関する主張は容認されたが、その判決の理由としては以下のとおりである。

(1) 定期預金入担の有無についての監査の要否

財務諸表監査は、「被監査会社作成の財務諸表が被監査会社の財政状態と経営成績を適正に表明しているか否かについて、監査人は意見を表明することを目的としている。」「しかし、企業会計原則は、証券取引法の適用のある公開会社の会計（以下「証取会計」と略す）向けの監査基準であり、有限会社には適用されない。」「企業会計原則には、法的拘束力はないものというべきである。また、有限会社が企業会計原則に基づいて財務諸表を作成すべきものとする商慣習の存在する

ことも認められない。「財務諸表規則（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）は、上場会社等が大蔵大臣に提出する財務諸表に係わるものであって、株式の公開された大会社に適用されるものであるから、非公開会社である有限会社には適用されない。」「商法三二条が総則規定として有限会社に適用されると解しても、資本金一億円以下の小株式会社よりも更に小規模な有限会社について、株式公開の大会社に適用される証取会計向けの企業会計原則全体が、商法の計算書類規則を越えて、商法三二条二項の「公正ナル会計慣行」であるということとはできない。」「商法の計算書類規則は、株式会社のみ適用されるものであり、有限会社に直接適用されるものではない。」「以上によれば、本件監査において、入担資産の有無は監査要点ではなかったから、第一審被告明和監査法人は、定期預金の入担有無について監査する必要はなかったというべきである。したがって、第一審被告明和監査法人は、本件監査において、預金残高証明書により預金残高の妥当性、即ち実在性を監査すれば足り、入担有無の監査のため定期預金の通帳・証書の実査を行うべき義務はなかった。」

(2) 本件監査と不正発見目的との関係

「本件監査は特に不正発見が期待されている監査ではない。昭和五二、三年当時、不正発見目的の特約のない通常の財務諸表監査において、監査人は、一般に公正妥当と認められた監査基準に従い、職業的専門家の正当な注意をもって監査を実施すれば足り、監査人が右注意義務を尽くしていれば、幹部職員、従業員等の不正発見を発見できないまま無限定の適正意見を表明したとしても、責任を負うことはないというべきである。なお、監査人が通常実施すべき監査手続きを行う課程で結果的に幹部職員、従業員等の不正行為を発見した場合には、その旨を監査依頼者に指摘・報告すれば足りる。」

(3) 内部統制組織の不備と監査の関係

「被監査会社の内部統制組織が不備であるというだけでは、従業員、幹部職員の不正行為の発見を直接の目的として監査を実施すべきであるとはいえない。監査人は、被監査会社の内部統制組織が不備の場合にも、通常実施すべき監査手続きを行う課程で当該不備部分に関連する現金・預金の期中の動や期末の帳簿残高の信頼性を確かめれば足り、不正発見目的の特約がないのに、内部統制組織の不備な部分に不正のないことを確かめることを監査要点とし、不正のないことを調べる監査手続きを行うことは、監査人に義務づけられていない。」また、「財務諸表監査は不正発見を目的とするもの

ではないから、監査人は、内部統制に不備があることを理由として、監査要点がないのに、監査実施準則に機械的に従って通帳・書証の実査するよう義務づけられるものではない。」

(4) 定期預金の残高証明書書の直接入手義務の有無

「我が国では、監査人は、一年以内に弁済期が到来する預金債権であって銀行が残高を認め法的に存在することを確かめることができれば十分であり、通帳・書証が手元にあつて実質的に利用可能であり即時支払に充足できることまでを確かめることは、貸借対照表の表示内容として監査人に義務づけられていない。」「本件監査に使用された定期預金の残高証明書は、いずれも銀行によって真正に発行されたものであつて、偽造されたものではなかつたから、第一審被告Y₂が残高証明書を直接入手したか否かは、経理部長Aの銀行からの無断借入れ等の不正行為の発見に結びつかないと判断される。」

(5) 監査人の注意義務違反の有無

本件監査が実施された時期、本件監査の性質および内容、被監査会社の種類・規模・財務体質（無借金体質）、監査対象となる財務諸表の範囲、監査の立証命題としての監査要点の内容等本件監査の特集性および本件監査前後の監査実施準則改訂の経過等を考慮すると、Y₂監査法人が、本件監査における定期預金監査の監査要点を、定期預金の期末残高の妥当性検討とワンイヤー・ルールによる定期預金の流動資産・固定資産区分にするのが妥当であると考え、入担有無の確認を監査要点としないで三井銀行の定期預金通帳の実査を行わなかつたことは、監査手続き上何ら違法の問題を生じないと判断される。したがつて、Y₂監査法人の本件監査実施の際に、監査人としての注意義務違反はなかつたものと判断される。

(6) 過失相殺および債権者代位権の行使

「XのY₂らに対する各請求（原審の判断で過失相殺の割合が多かつたことについての争い）は、XのY₂監査法人に対する本件監査契約における債務不履行に基づく損害賠償請求権が存在することを前提とするものであるから、右損害賠償請求権が存在しない以上、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。」「XのY₃に対する請求（債権者代位権行使）は、XのY₂監査法人に対する本件監査契約における債務不履行に基づく損害賠償が存在することを前提とし、同被告に代位して保険金を請求するものであるところ、右損害賠償請求権は存在しないから、XのY₃に対する代位訴訟は、被保全権

利が存在せず、代位の要件を欠き、したかつて、当事者適格を欠くことが明かである。よって、右訴えは不適法である。」
以下、本件に対する研究に移るが、本件控訴審の判決において、Xの債権者代位権の行使についての同裁判所の判断は、監査人の損害賠償責任が認められたことを前提とするものであるから、本稿の判例研究においては、それについての検討はしない。

〔研究〕

一 本判決の重要性

商法特例法九条は、会計監査人が任務を懈怠したことにより会社に損害を生じさせた場合には、その損害に対する賠償責任を負う旨を定めているが、会計監査人の賠償責任について争われた事例は、未だ日本の裁判例では存在していない。しかし、韓国の裁判例においては、会計監査人に対する損害賠償請求事件はかなり見られ、そのような裁判例では、会計監査人に対してかなり厳しい判断が下されている。²⁾ところで、本件訴訟は、有限会社の任意監査人の監査法人が、会計監査実施上の注意義務を怠り、従業員の不正行為を見過したまま無限定の適正意見を表明したことから、依頼者たる会社によって損害賠償責任が問われた日本初の裁判例である。そして、その判示事項は、株式会社の強制会計監査人（中小会社では任意監査人）にも関連を有し、また今後の監査実務上にも影響を及ぼす可能性が高いことから平成三年度の重要判例の一つとして注目され、判例評釈も最も数多く出されている事案である。

二 検討

1 監査人の注意義務違反の有無について

本件では、当事者が争った事項が特に多かったことから、判断する際ににおいてさまざまな部分から検討がなされ

ている。しかし、本件控訴審および原審において、監査人の責任を判断するにあたり、決定的に影響を与えていると思われる要素は、本件の被告監査法人Y₂が、その任務を行う際に監査人としての注意義務を尽くしていたか否かである。それは被告監査法人Y₂が本件監査を実施する際において、X社の定期預金通帳および残高証明書の直接入手という監査手続を行うべきであったか否かに関連するものであり、それを判断するには、大蔵省企業会計審議会によって設けられた監査基準および監査実施準則⁽⁴⁾が、本件のような有限会社の任意監査においても準用されるべきであったか否かであったと思われる。この点について、本件控訴審の判断は、「この監査基準、監査実施準則は、証券取引法に基づく監査（以下「証取監査」という）を対象とするものであり、中小企業に対する任意監査には直接適用されるものではなく、その監査の上限を示すものである」とし、「したがって、監査基準、監査に盛られた監査に関する一般的な原則が有限会社に適用されることはあっても、その全体が常に有限会社に機械的に適用されるものではなく、また、有限会社につき、監査基準、監査実施準則にもとづき監査を実施する商慣習があることも認められない」とした。このように判断したのは、監査基準および監査実施準則の設定についての意義の中で、「財務諸表の監査を行うに」とした部分から、証取監査を対象とするものとみなし、有限会社はともかく商法上の計算書類についての監査（以下「商法監査」という）である中小株式会社の任意監査人による監査の際にも、その適用を否定したものではないかと思われる。そして、この点につき原審判決においては、「監査基準、監査実施準則は、証取監査用のものであり、中小企業に対する任意監査にこの監査基準、監査実施準則等に基づき監査を実施する旨の商慣習があるとも認められない。そうすると、原告のような有限会社に、この監査基準、監査実施準則等が、全体として、常に適用されるものではないと認められる」としている。ここまでの判断は本判決と一致しているが、「しかしながら、そのことは、監査基準、準則に盛られた監査に関する一般的な原則が、原告のような有限会社の監査について適用されないということを意味するものではない」とし、内部統制組織の不備と関連づけて、「監査

基準、準則自体は、証取監査を念頭において定められたものであるが、必ずしもそのすべてが中小企業における監査に当てはまらないものであると考えられない。監査基準、準則の右部分⁽⁵⁾は、会計監査と内部統制との一般的な関係をもとに作成されたものと考えられ、そのような関係は大会社におけると中小企業においても共通に存在するものであるから、企業の経理組織に内部統制上の不備があるかどうか、監査人がなすべき監査手続きにも影響するものと解するのが相当」と判断し、原告X社の内部統制組織が不備であるからこそ、被告監査法人Y₂は、本件の定期預金通帳・書証の実査をし、あるいはその残高証明等を直接入手すべきだったとして、その義務を怠ったものであるから職業的専門家としての責任を免れることができないとの結論に至っている。ところで、東京高裁は、企業の内部統制組織の不備と監査の関係について、「被監査会社の内部統制組織が不備であるというだけでは、従業員、幹部職員の不正行為の発見を直接の目的として監査を実施すべきであるとまではいえない。被監査会社の内部統制組織が不備な場合にも、通常実施すべき監査手続を行う過程で当該不備部分に関連する現金・預金の期中の動きや期末の帳簿残高の信頼性を確かめれば足り、不正発見目的の特約がないのに、内部統制組織の不備な部分に不正のないことを確かめることを監査要点とし、不正のないことを調べる監査手続を行うことは、監査人に義務づけられない⁽⁶⁾」とし、内部統制組織の不備と本件監査とはまったく別個の問題であるかのよう⁽⁷⁾に判示している。この判決を読む限りでは、東京高裁は本件Y₂の注意義務違反についての認否を、監査契約上の問題と考え、簡単に結論を出そうとする意図が明白である。ここに筆者は、本件控訴審に対する第一の疑問をもつものである。それは、監査基準および監査実施準則は、特に職業的専門家の公認会計士が監査を実施する際に拠るべき指針として設けられたものであるから、法的拘束力とか会社の規模および形態とかに關係するものではないと思われる。本件のように、Xが有限会社であり、内部統制組織の不備も明白な会社であれば、その監査を実施する本件監査法人Y₂は、監査基準および監査実施準則が証取監査に適用されるとの問題を提起する以前に、当然その準則に従って監査を実施すべ

きではなかったであろうか。同裁判所の右のような判断は、会計監査の厳格性を期待する社会的な要請にも反するものではなからうか。なお、判決のこの部分に関しては他の角度から疑問を呈する評釈もある。

2 任意監査の目的と監査人の意見表明

商法特例法は、株式会社の大会社につき、監査役の会計監査のほか、公認会計士等の専門家による会計監査を義務づけ、その会計監査人が任務を懈怠し、それによって損害が生じたのであれば、会計監査人は、被監査会社および第三者に対して損害賠償責任を負うとされている(商特九・一〇条)。これは、会計監査人と会社との間に準委任の性質を有する監査契約が締結され(民六五六条)、会計監査人が受任者としての任務を負うのであるから、その任務を怠り会社に損害が生ずれば、民法四一五条でいう債務不履行に基づく損害賠償責任の対象になるのは当然である。そして、本件のように、有限会社の任意会計監査人においても、この者がその任務を怠り会社に損害が生ずれば、監査契約による債務不履行に基づく損害賠償の責任を負うのは右と同様である。ところで、本件では、 Y_2 が、「本件監査は、従業員の不正発見目的の特約はなく、かつ、財務諸表監査は、不正発見を目的とするものではない。実際にも、本件の監査報酬は、一三〇万円と決して不正発見のための監査を期待しているような報酬ではなかった」と主張し、債務不履行責任否定の抗弁をしている。この点につき東京高裁は、「財務諸表監査においては、監査人は、財務諸表の適否について意見を表明するものであって、財務諸表の正確性や特定の客観的事実(例えば、役員、役職者、従業員の不正行為のないこと)の存否を証明するものではない。近代の監査は、財務諸表の適正性または適法性を監査するもので、不正発見を目的として実施されるものではないから、被監査会社は、従業員の不正防止の機能を公認会計士に依存することはできない」ということを前提とし、「本件監査契約においては、不正発見すべしという特約はなかった。このことは、本件監査報酬が一三〇万円であって、証取監査の標準報酬の半額以下であったことから裏付けられる」として、監査契約上、特約がなかったことを主たる理由として Y_2 の債務

不履行責任を正面から否定する判決を下している。通常の財務諸表監査の主な目的は、財務諸表の適正性について検討することであり、また、財務諸表が企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているかどうかを確認したうえで、その意見を表明すべきものではなからうか。⁽⁸⁾疑問が残る。学説では、「監査過程において不正や誤謬を発見するであろうし、またその防止に努めるのは監査人として当然であるが、これは決して監査の主目的ではなく、大局的に財務諸表の適正性を確かめることがもつとも重要である。(中略)そこで財務諸表監査では、利害関係者の判断を誤らせないために必要な限りにおいて財務諸表の適否を大局的に判断し、それに影響するほどの重要な不正・誤謬のないことを確かめるのである。」と解している。⁽⁹⁾そして、監査目的の面からも監査方法の面からも、財務諸表監査には、「会計上のすべての不正・誤謬を摘発するという考え方は存在しないとする。⁽¹⁰⁾原審もこの学説を直接引用している。しかし、他の学説では、この点について、財務諸表の適否に重大な影響を及ぼすような不正・誤謬に限り、監査人はそれを指摘しなければならないと解している。⁽¹¹⁾また、この見解に賛意を表しながらも、すべての不正・誤謬を摘発の対象とすることは、監査の目的たる会計監査の限界を越えるものであり、また、費用などの問題で実際にも不可能であるとの指摘も出されている。⁽¹²⁾

ところで本件では、Xは資本金二〇〇〇万円の有限会社であるのに対し、四億七〇〇〇万円の銀行からの借入金があり、小規模会社としては、財務諸表に重大な影響を及ぼす金額であったと思われる、しかも経理部長Aの不正行為による右借入金の計上洩れがあったこと、あるいは、二億円余の定期預金が右借入金の担保として銀行に差入れられたにも係わらず、それについても不記載等の不正行為があったことなどを考慮すると、Y₂によって実施された本件監査とは、監査の名に値するといえるであろうか。それにもかかわらず、Y₂は本件監査結果として無限定の適正意見を表明している。これに対して本件判決は、監査人の監査意見と従業員の不正行為とは無関係であり、監査実施中に従業員の不正行為を発見したとしても監査人の意見表明に影響が及ぶものではないとする(この点につ

でも原審は異なる見解を示す。そして、本件監査は有限会社の任意監査契約にもとづくものであり、報酬額から見ても通常の証取監査の報酬額の半分以下であるから、従業員の不正行為発見目的の監査ではなく、それについての特約もなかったのであるから、結果的にY₂らの本件監査に対する責任はないとの判断を下している。特約がなかった等の理由はともかく、監査人の意見表明の重要性から、あるいは監査人の意見表明そのものが会社の利害関係人にとっては会社が作成する決算書類を信頼する際に最も重要な判断資料であることを考えると、本判決は理解に苦しむ。筆者の独断であるかも知れないが、Yが本件監査実施後、その監査結果に対する意見を表明する際に、経理部長Aの説得力ある理由づけがあったとしても、預金通帳・書証の実査を怠り、残高証明書その他の原本を直接入手しなかった事実があるから、そのまま無限定の適正意見を表明するのではなく、むしろ、限定的適正意見を表明するべきであったと思われる。そうであれば、Yが責任を免れる有力な根拠となりえたかもしれないと思われる。

3 商法三二条二項と企業会計原則

商法三二条二項には、「商法帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」と定められている。しかし、この「公正ナル会計慣行」というものが何であるかについて、法は何ら決めていないから、その解釈を巡って見解が分かれる。本件においても、原告X社の従業員Aによって作成されY₂に監査を受けるため提出された計算書類に、企業会計原則上の注記すべき項目となっている入担資産の注記はなされておらず、それを監査するY₂はX社が有限会社であるから、その計算書類を作成する際に注記義務を負っていないことに注目し、銀行からの借入金に対する定期預金通帳の入担の事実を確認もせず監査を終えた。Xは本件訴訟においてY₂の入担義務違反を主張していることから、裁判所はこの点について判断せざるを得なかった。しかし、この入担義務主張は、原審および控訴審の判決を左右するものではなかったが、商法三二条二項と企業会計原則との関係についての裁判

所の見解としては初めての判断であつて、その点で重要である。

原審は、「有限会社にも適用のある商法三二条二項は、公正な会計慣行を斟酌するよう定められている。この公正なる会計慣行とは、企業会計原則を指すとして、企業会計原則に基づく作成義務を肯定する見解がある。しかし、商法三二条二項は、法文に規定のない事柄についての解釈基準であつて、法文の上で貸借対照表に入担の注記をする義務がない有限会社については、入担の注記の義務があるかどうかの点については、適用がないものと解するのが相当」と判示している。そして控訴審においても、「企業会計原則は、法的な拘束力がないものといふべきである。また、有限会社が企業会計原則に基づいて財務諸表を作成すべきものとする商慣習の存在することも認められない……(中略)……商法三二条二項が総則規定として有限会社に適用されるとしても、資本金一億円以下の小株式会社よりも更に小規模な有限会社について、株式公開の大会社に適用される証取会計向けの企業会計原則の全体が、商法の計算書類規則を越えて、商法三二条二項の『公正ナル会計慣行』であるといふことはできない」と判示している。しかし、有限会社についても、貸借対照表の作成は法律上に義務づけられており(有一条、商三二条一項)、それをいかに作成するか、入担についても注記を要するか否か、という貸借対照表の作成上の問題が生ずる。このような問題について、通説ともいふべき見解は「企業会計原則そのものを公正な会計慣行といつてさしかえない」¹³⁾としており、本件判決の見解と異なつてゐるようである。

ところで、「企業会計原則の設定について」では、「企業会計原則は、企業会計の実務の中で慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められるところを要約したものであつて、必ずしも法令によつて強制されなくても、すべての企業がその会計を処理するに当たつて従わなければならない基準である」(二一)とその意義を述べている。この「企業会計原則の設定について」の意義に注目し、「企業会計原則は公正な会計慣行に含まれ、また、公開会社・閉鎖会社その他の会社の種類の問はず、すべての会社は原則的にこれを従わなければならないもの

であり、その会計原則において入担資産の注記義務が定められているから、有限会社に関しこの注記を免除する明文規定がないかぎり、本来、有限会社においてもこの注記義務があり、この点からも（本件の）担保差入れの有無は当然に監査要点になる」とし、原審の判断の誤りを厳しく指摘する見解¹⁴が見られる。同様に、判示のように、法文上で「入担の注記の義務はない」と当初から決めるのではなく、入担の注記義務について規定がないから、公正な会計慣行を斟酌することが必要であるかどうかを考慮すべきであったと指摘する見解¹⁵も見られる。筆者は、右の原則の設定の意義に注目した右の見解に基本的に同意するものである。会社の決算時において、会社が作成する貸借対照表と損益計算書は、利害関係人（株主および債権者）にとつては、その会社の財政状態と経営成績を判断する最も重要な根拠資料であることは、株式会社だけではなく有限会社においても同様であることはいままでもない。そうすると、会社の種類および組織の形態を問わず会社の計算書類上に表示する資産（負債その他の項目も含む）の状況および存否等については明白に記載する必要がある。そのことから企業会計原則では、貸借対照表上の資産の変動ないし状態（実在性）を明らかにするために、明瞭性の原則（貸借対照表—C）を設けて注記を要請しているのである。このような企業会計原則は、その「設定の意義」において、会社の規模および種類を問わず、すべての会社の計算書類の作成の際に従うことを前提としている。しかし考えてみると、この企業会計原則が直ちに商法三二条二項という公正な会計慣行であるということはできないとしても、この企業会計原則より合理的な会計処理が見当たらない現状を考慮すると、本条という公正なる会計慣行とは、企業会計原則を示すものと解しても問題はなないと思われる。したがって、本条が商法の総則規定として有限会社にも適用される規定であるから、有限会社の計算書類作成の際にも右原則が尊重されるべきであるということは当然のことであり、特に本件のように入担資産の注記義務を怠っている計算書類の監査の際には、監査人は、注意をもって入担資産の有無の確認（実査）までをなすべきであったと思われる。

4 むすびに代えて

企業会計原則は、一般的に会社の経理担当者がその職務を行う際に従うべき会計のルールであると定義される。しかし、右原則は、公認会計士が企業の計算書類の監査を行う際においても、また会計に関係する学者が著書や論文を書く場合にも、考慮しなければならない重要な企業会計の基本的なルールである。

企業会計原則設定の目的については上述したところであるが、その根幹となるのは、真実性の原則や重要性の原則および明瞭性の原則等を含む一般原則を始めとし、損益計算書原則および貸借対照表原則である。従来¹⁵⁾の通説では、このような企業会計原則が商法三二条二項という公正なる会計慣行であると解し、またこの原則は会社の種類を問わず従うべきものであると解している。しかし、この点に対して本件の一・二審では、企業会計原則は、法的拘束力をもたない¹⁶⁾ものであり、商法三二条二項の公正なる会計慣行の全体でもなく、したがって、商法特例法および証取法の対象会社のみ¹⁶⁾に適用されるものであると判示している。そして、監査基準および実施準則についても、企業会計原則と同様に、商法特例法および証取法の対象会社の監査の際のみに適用されるものであると判示している。筆者は、判示のこの部分について疑問および批判を持つ。なぜならば、監査基準第一の一般基準では、「監査人は、監査実施及び報告書の作成については、職業的専門家としての正当な注意をもってこれを行わなければならない」と定められているが、ここでいう「職業的専門家としての正当な注意」とは、職業的専門家としての当然に期待される注意を意味するものであり、それは法律的に「善良なる管理者の注意」に該当するものである。したがって、職業的専門家の公認会計士による監査の際には、監査基準に基づいて監査を実施すべきであり、その際には、会社の種類（本件のX社が有限会社であるという点）および法定監査（本件の監査が任意監査であるという点）の如何を問うものではないとする見解に、基本的に賛成する。そのように解するのが監査基準およびその実施準則の設定目的にも適合し、相当であると思われるからである。

一方、一・二審とも、「本件監査は有限会社の任意監査であり、小規模の株式会社よりも資本額が少ないので……」との表現を用いて、本件監査の目的および要点を通常の監査と分離・判断している。これは、有限会社は商法特例法上の監査人による監査が強制されておらず、監査役も任意とされていることを、裁判所は事実認定の当初から前提としていたからではなからうか。それゆえ、裁判所は、有限会社の任意監査契約による監査の際には、その監査契約上の内容に基づいて監査すれば足りるとしたうえ、法定監査と任意監査を区別して考えようとしている。特に、本件監査契約上には、従業員の不正行為の発見に関する「特約」は認定されなかつたのであるから、その「特約」のないことを主たる理由として、監査法人Y₂の債務不履行責任を否定している。しかし、この「特約」のなかつたことをどう解するかによって結果は異なってくるが、裁判所とは正反対に解する学者もおられる。¹⁸⁾

すなわち、本件原告X社は、有限会社であるとしても、ドイツ企業グループ系列の日本現地法人で、その資本金が二〇〇〇万円（現行法上の有限会社の最低資本金は三〇〇万円、株式会社は一〇〇〇万円）にも達しており、日本の企業全体の実情に照らしてみると、それほど貧弱であるとはいえない。そして、X社は、監査人の監査が義務づけられたものでもないのに、本件監査以前から継続し監査をうけていた。このことはX社がいかに職業的専門家の監査に期待していたかを明らかにするものであるから、本件監査契約上では、すでに会計監査に関してその職能を発揮してもらおう契約の趣旨が予定されていたと考えるべきであつたと思われる。

以上により、筆者は、本件控訴審の判決および理由について反対し、監査人の責任を認めた原審判決を支持する。しかし、その理由の一部分、および本評釈においては検討していない部分ではあるが、過失相殺の割当に関する部分等については、原審判決を支持し難い。

日本の監査制度の発展を期待する立場から考えると、監査人は、職業的専門家としての注意を持って監査に任ずるべきであり、その監査結果に対する意見表明をなす際にはその評価を慎重になすべきである。そして、監査人が

そのような基本的な義務を怠り会社および第三者に重大な損害を与えたのであれば、裁判所は、その責任を厳しく追及しなければならない。

(1) 本件控訴審の認定によると、「米国の判例では、監査人の過失責任について経営者の従業員に対する監督義務違反を寄与過失とは認めておらず、経営者が監査人の監査の遂行に対し妨害をした場合のみ、会社の寄与過失を認めている」とし、また本件のように「監査人が経営者に対し印鑑の保管及び捺印方法の内部統制の方法について指導勧告をしたが、経営者が右指導勧告に従わなかった場合の過失相殺の可否についても米国においては数多く判例があるが、経営者が監査人の勧告に従わなかったことについて、寄与過失を認めていない」とする。

(2) 徐聖浩「韓国の株式会社における監査役制度」早稲田法学会誌第四五巻（一九九五年）一九二頁。

(3) 本件第一審判決に対する判例評釈としては、加美和照「有限会社の任意監査人の責任」ジュリスト一〇〇二号九七頁、石山卓磨「有限会社の任意監査人に監査契約不履行による損害賠償責任が認められた事例」法律ひろば第四五巻六号（一九九二年六月号）七四頁、近藤光男「会計監査人の会社に対する責任」判例時報一四〇〇号一七八頁、村山忠平「有限会社の任意監査人の民事責任」金融商事判例八七三号四六頁、片木晴彦「会社不正と監査人の責任（上）（下）」商事法務二二八四号二頁・同二二八五号六頁、五頁、崎田直次「財務諸表監査人において適正意見を述べた監査人が負うべき会社従業員の不正行為による会社の損害についての責任」『私法判例リマックス』903(上)「判例時報別冊」一四四頁、倉澤康一郎「監査人に対する社会的期待とその責任」月刊監査役二九一号（一九九一年八月）四頁、龍田節「有限会社の任意監査人の責任」商事法務二二四九号（一九九一年五月）五三頁」があり、いずれも本判決の理由には疑問をもつものの、結論的には賛成する。しかし、右判例評釈等とは異なって正面から判決に反対の立場を表明するものとして、居林次雄「会計監査人の法的責任」富山大学経済論集三七巻三号一頁」がある。また、現在のところ、本件控訴審に対する評釈としては、龍田節「任意監査と監査人の責任」商事法務一四一一号（一九九六年一月）五四頁」が出されていて、この評釈では、監査人の責任を否定した本件控訴審の判決およびその理由に対し、「日本の監査レベルが低いかを内外に曝すもの」と非難する。

(4) 監査基準は、昭和三十一年二月二五日大蔵省企業会計審議会中間報告によって設けられたものであるが、その設定の意義を、「監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納予約した原則であ

って、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当り、法令によって強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならない」とした。この監査基準は、監査一般基準、監査実施基準および監査報告基準として三区分されている。監査に関してかかる基準を設定する理由(4)によると、「……しかし本来監査実施基準は、企業の種類又は規模のいかんにかかわらず、あらゆる場合に妥当すべき根本原則であるから、その内容はおのずから一般的な制約にとどまらざるを得ない。……監査実施基準は、わが国の重要な企業の実際における会計制度の現状を考慮して、事情の許す限り具体的に公正な限界を規定し、妥当な条件のもとに監査人を規制することを目的として制定したものである。」とした。その後、この監査基準は、七回の改訂がなされ現在に至っているが、本件では平成元年五月一日改訂によって、「預金については預金先に対して確認を行い、関係帳簿残高と照合する」と改められた部分をもって争われた。

(5) 東京地裁は、本件原告Xが証拠として提出した監査基準及び監査実施準則の各規定、「監査基準第二、実施基準二、監査人は、内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。監査基準第二、実施基準三、監査人は、財務諸表に対する意見を表明するため、監査対象の重要性、危険性その他の諸要素を十分考慮して、合理的な基礎を得るまで監査を実施しなければならない。監査実施準則第一総論四、監査人は、監査契約を締結するに先だって監査の実施が可能であるかどうかを調査しなければならない。内部統制組織が著しく不備であるため、監査実施の基礎条件が成熟していないと認められる場合には、監査契約の締結を見合わせるかまたは一定期間を限り内部統制組織改善のための指導を行うことが望ましい」ことを認め、Xの主張を容認する（判例時報一三八一号一二四頁）

(6) 本件控訴審においては、また、「内部統制組織の不備部分に関連して、期中の働きや期末の帳簿残高の信頼性を把握するための監査手続は、特定の監査手続としてその内容が一定に定めるものではなく、被監査会社の状況に応じて相当の配慮をした監査手続が実施され、大局的な信頼性が確かめれば足りる。即ち、内部統制組織の不備があるからといって、監査要点と関係なく、特定の監査手続として、通帳・書証の実査（閲覧）だけを行うべきであるということにはならない」と述べて、本件において争点となつたYの預金通帳・書証の実査の必要および直接入手義務を否定する（判例時報一五五二号一三五頁）

(7) 同判決文に対して龍田教授は、「同準則（監査実施準則）が証取監査だけにしか適用されず、本件には無関係だと考えたからであろうか。任意監査の場合、内部統制がいなにも不備でも監査を引受けてよく、一度改善を進言すれば監査人の義務を果たしたといえるだろうか。内部統制の不備がどのくらい著しいとき、監査契約の締結を見合わせるべきか、その程度は法定監査と任意監査

とで違つかもしれない。しかし、内部統制の不備が甚だしければ監査は引受けられない、という基本ルールは共通であり、その不備を補うに足りる余分の監査手続をしたうえでなければ、無限定適正意見など出せないはずである。それとも、このような基本ルールすら、監査実施準則に一旦盛り込まれてしまうと、証取監査以外には妥当しなくなるというのであろうか」と疑問を提起しておられる（前掲注（3）龍田節教授の控訴審判決に対する評釈から引用）。

- (8) 河合秀敏『現代監査の理論』一三頁以下、可児島俊雄『現代監査制度論』八〇頁以下、三澤一『会計監査論』一三頁以下参照
- (9) 河合・前掲注（8）一四、一五頁。
- (10) 三澤・前掲注（8）二六頁。
- (11) 倉澤・前掲注（3）八頁、山村・前掲注（3）四八頁。
- (12) 加美・前掲注（3）九八頁。
- (13) 蓮井良憲『酒巻俊雄』志村治美『講義商法総則』九八頁、服部榮三『商法総則（二版）』三五一頁。
- (14) 石山・前掲注（3）七六頁。
- (15) 倉澤・前掲注（3）九頁、山村・前掲注（3）五〇頁。
- (16) 企業会計原則の法的拘束力のない点を改善すべきとする社会の世論としては、「企業会計原則の見直しを」（日本経済新聞平成八年八月一〇日一二面）がある。この社説では、日本の企業会計原則を米国の会計原則 G A A P (Generally Accepted Accounting Principles) に比較しながら、従来の管理会計主体だけではなく、法的な制度会計としての立法政策の必要性を主張している。
- (17) 日下部興市『監査基準逐条詳解』四九頁。
- (18) この点について、倉沢教授は、東京地裁の判決文のなかで、「X社がY₂監査法人に対して、被用者の不正行為の発見、摘発等の特別の依頼はなかった」と明示的に認定していることは、つまり、通常の監査契約が締結されていたということになるから、Y₂監査法人はX社に対して、通常の監査人としての職務を負っていたと解されている（倉沢前掲注（3）七頁）。
- (19) 徐聖浩「監査役の責任に関する研究（二・完）」早稲田大学大学院『法研論集』八〇号（一九九七）一七二頁。

（徐 聖 浩）